

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
N P O 法人さやま日本語塾
- 三 代表者の氏名  
成瀬 英二
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県狭山市柏原三千百六十一番地の百十九 狭山ニュータウン五十二―四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、外国語を母語とする人（以下「外国語母語の人」とする）に対する日本語学習支援、教育支援等を行い、併せて市民に対する外国語母語の人の生活に関する啓発活動を行い、地域の多文化共生に寄与することを目的とする。